



# 専門実践教育訓練明示書

## 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況

### (1) 資格取得状況

① 前年度の修了者数	23	人			
② ①に係る教育訓練の入講者数	28	人			
③ ②のうち目標資格の受験者数	23	人	受験率(③/②)	82.1	%
④ ③のうち合格者数	19	人	合格率(④/③)	82.6	%
⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1	15	人			
⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2	0	人			

※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。

この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。

※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。

### (2) 受講修了者による講座の評価等

① 回答者総数	23	人			
② 受講開始時の就業状況等	1 正社員	0			
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業	23	人	②B: 非就業者計	
③ 受講開始前と現在の就業先の変化	1 受講開始時の就業先と現在の就業先は同じ	0	人	③の回答数合計 ※②Aと同数(又はそれ以下)  0人	
	2 受講開始時の就業先と現在の就業先(自営業等含む)は異なる	0	人		
	3 受講開始時は就業していたが、現在は就業していない	0	人		
④ 受講後の就業形態	1 正社員	0	人	④A: 就業者計  0人	
	2 非正社員、派遣社員	0	人		
	3 その他の就業(自営業等)	0	人		
	4 非就業者	23	人	④B: 非就業者計	
⑤ 受講後の賃金変化	1 3割以上増加した	0	人	⑤の回答数合計 ※④Aと同数(又はそれ以下)  0人	
	2 1割以上3割未満増加した	0	人		
	3 1割未満増加した	0	人		
	4 変わらない	0	人		
	5 1割未満減少した	0	人		
	6 1割以上3割未満減少した	0	人		
	7 3割以上減少した	0	人		
⑥ 講座の受講の効果	1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ	14	人	⑥の回答数合計       36人	
	2 配置転換等により希望の業務に従事できる	1	人		
	3 社内外の評価が高まる	2	人		
	4 早期に転職・再就職できる	1	人		
	5 希望の職種・業界に転職・再就職できる	3	人		
	6 より良い条件(賃金等)で転職・再就職できる	2	人		
	7 趣味・教養に役立つ	13	人		
	8 その他の効果	0	人		
	9 特に効果はない	0	人		
⑦ 受講開始時に就業していなかった受講者の就業状況	1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した	5	人	⑦の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下)  23人	
	2 受講修了後3～6か月以内に就職した	0	人		
	3 受講修了後6～12か月以内に就職した	0	人		
	4 就職していない	18	人		
⑧ 講座の全体評価	1 大変満足	8	人	⑧の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下)  23人	
	2 おおむね満足	12	人		
	3 どちらとも言えない	2	人		
	4 やや不満	1	人		
	5 大いに不満	0	人		

### (3) 受講者、受給者の修了後の状況(就職等の状況、受講修了者による教育訓練への評価状況、受講後の職務内容変化等の処遇改善の状況、一定期間内でのキャリアアップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等)

## 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法

1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 各期(前期・後期)において、試験結果・実習評価と判定・授業への出席率とその態度を総合判断し、必要に応じて学生との不足点を共有し補完している。

# 専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

<b>6. 受講効果の把握方法</b>																							
(1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格。補講・追試験は、認める。																						
(2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	各期(前期・後期)において、試験結果・実習評価と判定・授業への出席率とその態度を総合判断し、必要に応じて学生との不足点を共有し補完している。																						
(3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準)	出席率66%(2/3)以上、試験合格率得点率60%以上で合格。補講・追試験は、認める。																						
(4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法	卒業単位を満たすこと。																						
<b>7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法</b>																							
(1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法	習得度の低い教科を個別に指導する。理解度に合わせてより基礎項目から復習することもある。																						
(2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の求人情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況)	学内での就職説明会の実施、実習病院からの奨学金案内随時案内と掲示板への掲示																						
<b>8. その他の事項</b>																							
指定教育訓練実施者名及び代表者名	学校法人 稲積学園 (代表者 稲積実佳子)																						
住所及び連絡先	〒078-8801 北海道旭川市緑が丘東1条2丁目1番28号 TEL:0166-66-2500																						
施設名称及び施設長名	北都保健福祉専門学校 (施設長 林 要喜知)																						
住所及び連絡先	〒078-8801 北海道旭川市緑が丘東1条2丁目1番28号 TEL:0166-66-2500																						
苦情受付者	氏名 開田仁司 所属 本部	事務担当者	氏名 鈴木紘太 所属 事務課																				
連絡先	TEL 0166-66-2500	連絡先	TEL 0166-66-2500																				
専門実践教育訓練経費	1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) 4,700,000 円																						
支払い方法	① 入学料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) 300,000 円																						
① 一括払	② 受講料 (税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。)																						
② 分割払																							
③ 両方可能	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="width: 50%; text-align: right;">4,400,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第1期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第2期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第3期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第4期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第5期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第6期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第7期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">第8期 550,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">(うち、必須教材費 0 円)</td> </tr> </table>				4,400,000 円		第1期 550,000 円		第2期 550,000 円		第3期 550,000 円		第4期 550,000 円		第5期 550,000 円		第6期 550,000 円		第7期 550,000 円		第8期 550,000 円		(うち、必須教材費 0 円)
	4,400,000 円																						
	第1期 550,000 円																						
	第2期 550,000 円																						
	第3期 550,000 円																						
	第4期 550,000 円																						
	第5期 550,000 円																						
	第6期 550,000 円																						
	第7期 550,000 円																						
	第8期 550,000 円																						
	(うち、必須教材費 0 円)																						
	2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) 1,023,550 円																						
	① 任意の教材費(税込額) 193,550 円																						
	② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) 0 円																						
	③ 施設維持費(税込額) 800,000 円																						
	④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代) (税) 30,000 円																						
	3. 総額 (1+2) (税込額) 5,723,550 円																						

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 理学療法学科

令和8年度入学第1学年(その1)

分野	教育内容	科目	単位数(時間数)		1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年		備考
			講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習			
基礎分野	科学的思考の基盤・人間と生活・社会の理解	心 理 学	2(30)		2(30)								
		倫 理 学	2(30)		2(30)								
		基 礎 数 学	1(15)		1(15)								
		物 理 学	2(30)		2(30)								
		英 語	2(30)		2(30)								
		生 命 科 学	2(30)		2(30)								
		文 章 構 成 法 I	2(30)		2(30)								
		文 章 構 成 法 II	2(30)				2(30)						
		社 会 福 祉 論	1(15)		1(15)								
		人 間 関 係 論	2(30)		2(30)								
		情 報 科 学	2(30)		2(30)								
		健 康 体 力 科 学	1(15)		1(15)								
体 育 実 習 I		1(30)		1(30)									
体 育 実 習 II		1(30)				1(30)							
合 計			21(315)	2(60)	19(285)	1(30)	2(30)	1(30)	0	0	0	0	
			23(375)		20(315)		3(60)		0		0		
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解 剖 学 I	1(30)		1(30)								
		解 剖 学 II	1(30)		1(30)								
		解 剖 学 実 習 I		1(45)		1(45)							
		解 剖 学 実 習 II		1(45)		1(45)							
		生 理 学 I	1(30)		1(30)								
		生 理 学 II	1(30)		1(30)								
		生 理 学 実 習		1(45)		1(45)							
		運 動 学 I	2(30)		2(30)								
		運 動 学 II	2(30)				2(30)						
		運 動 学 実 習		1(30)				1(30)					
		生 化 学	1(15)				1(15)						
	人 間 発 達 学	1(15)		1(15)									
	小 計		10(210)	4(165)	7(165)	3(135)	3(45)	1(30)	0	0	0	0	
			14(375)		10(300)		4(75)		0		0		
	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	病 理 学	1(15)				1(15)						
		臨 床 心 理 学	2(30)						2(30)				
		栄 養 学	1(15)								1(15)		
		臨 床 薬 学	1(15)								1(15)		
		救 急 救 命	1(15)								1(15)		
		内 科 学 I	2(30)				2(30)						
		内 科 学 II	2(30)				2(30)						
		整 形 外 科 学	2(30)				2(30)						
		中 枢 神 經 疾 患	2(30)				2(30)						
		精 神 医 学	2(30)				2(30)						
一 般 臨 床 医 学	2(30)				2(30)								
小 計		18(270)	0	0	0	13(195)	0	2(30)	0	3(45)	0		
		18(270)		0		13(195)		2(30)		3(45)			
リハビリテーションの理念	リハビ*リテーション医学	2(30)						2(30)					
	リハビ*リテーション概論	2(30)		2(30)									
	リハビ*リテーション概論実習		1(45)		1(45)								
	社 会 保 障 論	1(15)								1(15)			
	小 計		5(75)	1(45)	2(30)	1(45)	0	0	2(30)	0	1(15)	0	
		6(120)		3(75)		0		2(30)		1(15)			
合 計		33(555)	5(210)	9(195)	4(180)	16(240)	1(30)	4(60)	0	4(60)	0		
		38(765)		13(375)		17(270)		4(60)		4(60)			

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 理学療法学科

令和8年度入学第1学年(その2)

分野	教育内容	科目	単位数(時間数)		1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年		備考	
			講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習				
専門分野	基礎理学療法学	理学療法概論	1(30)		1(30)									
		理学療法基礎技術論	1(30)		1(30)									
		病態運動学	1(30)				1(30)							
		病態運動学実習		1(45)				1(45)						
		理学療法演習Ⅰ	1(15)		1(15)									
		理学療法演習Ⅱ	1(30)				1(30)							
		理学療法演習Ⅲ	1(30)						1(30)					
	小 計	6(165)	1(45)	3(75)	0	2(60)	1(45)	1(30)	0	0	0			
			7(210)		3(75)		3(105)		1(30)		0			
	理学療法管理学	理学療法制度論	1(15)									1(15)		
		理学療法管理学	1(15)									1(15)		
		小 計	2(30)	0	0	0	0	0	0	0	0	2(30)	0	
			2(30)		0		0		0		0	2(30)		
	理学療法評価学	基礎評価法実習		1(30)		1(30)								
		評価法実習Ⅰ		1(45)				1(45)						
		評価法実習Ⅱ		1(45)				1(45)						
		評価法実習Ⅲ		1(45)				1(45)						
		評価学総論	1(30)				1(30)							
		臨床評価学	1(30)				1(30)							
		臨床評価学実習		1(45)							1(45)			
	小 計	2(60)	5(210)	0	1(30)	2(60)	3(135)	0	1(45)	0	0			
			7(270)		1(30)		5(195)		1(45)		0			
	理学療法治療学	義肢・装具学	1(30)							1(30)				
		義肢・装具学実習		1(45)									1(45)	
		日常生活活動	1(30)				1(30)							
		日常生活活動実習		1(45)							1(45)			
		運動療法	1(30)				1(30)							
運動療法実習Ⅰ			1(45)							1(45)				
運動療法実習Ⅱ			1(45)							1(45)				
物理療法		1(30)									1(30)			
物理療法実習			1(30)									1(30)		
神経系の理学療法Ⅰ		1(30)							1(30)					
神経系の理学療法Ⅱ		1(30)							1(30)					
内部障害系の理学療法Ⅰ		1(30)							1(30)					
内部障害系の理学療法Ⅱ		1(30)							1(30)					
骨関節系の理学療法Ⅰ		1(30)							1(30)					
骨関節系の理学療法Ⅱ		1(30)							1(30)					
スポーツ理学療法		1(30)							1(30)					
老年期理学療法		1(30)									1(30)			
その他の理学療法		1(30)							1(30)					
理学療法特論		3(90)									3(90)			
卒業研究	1(30)							1(30)						
卒業研究実習		2(90)									2(90)			
小 計	17(510)	7(300)	0	0	2(60)	1(45)	10(300)	2(90)	5(150)	4(165)				
		23(810)		0		3(105)		12(390)		9(315)				
地域理学療法学	地域理学療法学Ⅰ	1(30)		1(30)										
	地域理学療法学Ⅱ	1(30)									1(30)			
	生活環境論	1(15)									1(15)			
	小 計	3(75)	0	1(30)	0	0	0	0	0	0	2(45)	0		
		3(75)		1(30)		0		0		2(45)				
臨床実習	検査臨床実習		3(135)					3(135)						
	評価臨床実習		3(135)							3(135)				
	総合臨床実習Ⅰ		6(270)							6(270)				
	総合臨床実習Ⅱ		7(315)									7(315)		
	地域臨床実習		1(45)									1(45)		
	小 計	0	20(900)	0	0	0	3(135)	0	9(405)	0	8(360)			
		20(900)		0		3(135)		9(405)		8(360)				
合 計		30(840)	33(1455)	4(105)	1(30)	6(180)	8(360)	11(330)	12(540)	9(225)	12(525)			
		63(2295)		5(135)		14(540)		23(870)		21(750)				
総 計 (時間)		84(1710)	40(1725)	32(585)	6(240)	24(450)	10(420)	15(390)	12(540)	13(285)	12(525)			
総 計 (時間)		124(3435)		38(825)		34(870)		27(930)		25(810)				

## 教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付（一つの講座について、クリアファイル等の総額千円未満の安価な物品等を付与する場合は除く。）その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあっては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものと認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。